

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

第10章 料金等
第3節 工事費及び手続費等の支払義務
(手続費の支払義務)

第68条

1 (略)

(1) ~ (28) (略)

(29) 当社が、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第2項に規定する回答を行うための現地調査若しくは光信号端末回線の接続に係る工事又は端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄ウ欄若しくはエ欄又は第8欄)に限ります。以下この号において同じとします。)に係る回線の提供可否を当社が回答するための現地調査若しくは端末回線伝送機能を提供する回線の接続に係る工事(以下「接続工事等」といいます。)を行う場合に、協定事業者が指定した時刻(当社が承諾したものに限り、以下「指定時刻」といいます。)に接続工事等を行う場所に到着したとき。

料金表

第1表 接続料金

第2表 工事費及び手続費

第2 手続費

1 適用

区分	内容
(1)~(8) (略)	(略)
(9) 手続費の適用時間帯	ア (略) イ 2(手続費の額)2-1第5欄、第10欄(エ欄に係るものに限り、)、第11欄及び第12欄、第13-2欄及び第13-3欄、第15欄(ウ欄に係るものを除きます。)、第21欄から第24欄までに掲げる手続費の適用時間帯は、平日昼間に限るものとします。

新

第10章 料金等
第3節 工事費及び手続費等の支払義務
(手続費の支払義務)

第68条

1 (略)

(1) ~ (28) (略)

(29) 当社が、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第2項に規定する回答を行うための現地調査若しくは光信号端末回線の接続に係る工事又は端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄ウ欄若しくはエ欄又は第8欄)に限ります。)に係る回線の提供可否を当社が回答するための現地調査若しくは端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄ウ欄若しくはエ欄、第4欄(イ)①欄又は第8欄)に限ります。)を提供する回線の接続に係る工事(以下「接続工事等」といいます。)を行う場合に、協定事業者が指定した時刻(当社が承諾したものに限り、以下「指定時刻」といいます。)に接続工事等を行う場所に到着したとき。

料金表

第1表 接続料金

第2表 工事費及び手続費

第2 手続費

1 適用

区分	内容
(1)~(8) (略)	(略)
(9) 手続費の適用時間帯	ア (略) イ 2(手続費の額)2-1第5欄、第10欄(エ欄に係るものに限り、)、第11欄及び第12欄、第13-2欄及び第13-3欄、第15欄(ウ欄に係るものを除きます。)、第21欄から第24欄並びに第31欄(第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第4欄(イ)①欄を提供する回線の接続に係る工事を行う場合に限り、)に掲げる手続費の適用時間帯は、平日昼間に限るものとします。

附 則 (平成28年2月19日東相制第15-00093号)

この改正規定は、平成28年2月22日から実施します。